

川越市結核予防費補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第60条に基づき、川越市内の学校及び施設（国、都道府県又は市の設置する学校又は施設を除く。）が実施する定期の健康診断に要する費用について、当該学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象事業及び経費）

- 第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費は、別表第1のとおりとする。

（補助額）

- 第3条 前条の経費に対する補助額は、次の各号の額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額とする。ただし、補助額の上限額を毎会計年度定めるものとする。申請は学校又は施設別に行うこととし、各申請者ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第2に定める補助基準額算定方法により計算して得た額の合計額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

（交付決定の下限）

- 第4条 前条により算出された額が10,000円に満たない場合には交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付については、次の条件が付されるものとする。

- (1) 申請者は、定期健康診断に係る諸法規を遵守しなければならない。
- (2) 申請者は、書類の提出期限を遵守しなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、歳入・歳出予算書（様式第1号の5）を添付しなければならない。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。
- 4 規則第4条第1項の申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により補助事業の遂行の状況を報告するときは、書面によるものとする。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、歳入・歳出決算見込書（様式第3号の5）及び定期の健康診断報告書を添付しなければならない。
- 3 第1項の報告書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(確定通知書)

第 10 条 規則第 14 条の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第 4 号によるものとする。

(書類の整備等)

第 11 条 補助事業を実施する設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 29 日から施行し、平成 15 年度分の結核予防費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 20 日から施行し、平成 23 年度分の結核予防費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 19 日から施行し、令和 2 年度分の結核予防費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 8 日から施行し、令和 3 年度分の結核予防費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 3 0 日から施行し、令和 4 年度分の結核予防費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。